

[事案 19-34] 高度障害保険金請求

- ・平成 20 年 2 月 27 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 4 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

障害状態が約款に定める高度障害状態に該当するので、高度障害保険金を支払って欲しいとし申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 12 年に脳出血で倒れ、約半年後に左片麻痺(半身不随)と診断された。加入している保険契約の約款(団体定期保険普通保険約款)に定める高度障害状態のうち、「1 上肢を手関節以上で失い、かつ 1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く失ったもの」に相当すると思われ、13 年 7 月、14 年 11 月および 18 年 1 月の 3 度にわたり高度障害保険金の支払いを請求した。しかし、いずれも四肢の障害が約款に定める高度障害状態には該当しないという理由で、高度障害保険金が支払われなかった。簡易保険等では、「欠損」と「用を全く永久に失ったもの」とを同等に取扱い保険金が支払われたのに、保険会社が支払わないのは納得出来ない。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立人の障害状態は約款に定める高度障害状態には該当しないので、高度障害保険金を支払うことは出来ない。

(1) 申立人の状態について

当時提出された障害診断書によると、申立人の左上肢は「用を全く永久に失ったもの」と認められるが、右上肢および両下肢は「用を全く永久に失ったもの」および「失ったもの」であるとは認められない。従って、約款の「対象となる高度障害状態」の「1 上肢を手関節以上で失い、かつ 1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」には該当しない。

因みに、申立人が言うように、左下肢が「用を全く永久に失ったもの」であっても、「1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」には該当しない。

(2) 他保険で支払われたことについて

保険会社、商品によって支払要件が異なっており、同じ障害状態であっても結果として支払可否が相違するものであり、他保険で支払われたことをもって当社支払いの判断根拠にはならない。

< 裁定の概要 >

申立書・答弁書等にもとづいて審理した結果、下記理由により申立てには理由がないと認め、生命保険相談所規程第 40 条にもとづいて、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 約款の規定について

申立人は、同人の障害状態は「1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」に相当すると主張するが、同規定は、その文理上、1 上肢の手関節以上での欠損と、1 下肢の足関節以上で

の「欠損」または「用を全く永久に失ったもの」とが併存することが要件となっている。換言すれば、上肢の障害については手関節以上での欠損が存在しなければならず、(下肢の障害とは異なり)「その用を全く永久に失ったもの」では足りない。

申立人の障害状態によれば、申立人には上肢は用を全く永久に失った状態であっても欠損は存在していないから、申立契約に基づく高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態には該当しないと云わざるを得ない。

(2) 簡易保険との比較

保険金の支払いは、当該保険の約款に従ってなされるものであって、約款に支払事由をどのように規定するかは、保険料や保険金との相関関係で、それぞれの保険(会社)に委ねられ、他の保険において取扱いが異なることは、約款が異なる以上やむを得ない。